

令和2年7月豪雨に伴う 返納届申請時の特例的取扱いについて

～令和2年7月豪雨の被災地における軽自動車の返納届の運用を緩和いたします。～

令和2年7月豪雨により被災者が置かれている状況（車両が所在不明のため車両番号が不明など）に鑑み、被災車両の返納届申請時の特例的取扱いを以下のとおり行うこととしましたので、お知らせします。

想定される状況	特例措置
軽自動車車両番号、車台番号が分からない	申請者からの情報、納税証明書等により軽自動車車両番号又は車台番号のいずれかが分かり、自動車を特定できれば、申請書を受理する
原因を証する書面（罹災証明書又は被災証明書）の入手が困難	申請人の申立書をもって「罹災証明書」に代える

※令和2年7月3日から大雨による災害にかかる災害救助法の適用の対象地域は次のとおり（内閣府防災HP）

http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html

※登録自動車においても同様の取扱いが行われております

詳しくは、国土交通省自動車局ホームページをご確認願います

（国土交通省自動車局HP）

https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha06_hh_000114.html

連絡先

軽自動車検査協会 検査部

住所 東京都新宿区西新宿 3-2-11

電話 03-5324-6613

FAX 03-5324-6621